

に詰問せられたき旨を要請して會見を終る。

再度外務省を訪問し重光次官に面會、日印通商問題に關し

(イ)労働者の經濟的利害 (ロ)労働者代表がシムラ會議に参加する事が我國外交の上にも無害にしてむしろ有益なる事を力説し、参加の必要なることをくり返し、これについて外務當局の考慮を求む。次官はこれに對し即答を保留し、大臣と相談する旨を約して會見を終つた。

### 脱退及加盟

#### 日本造船労働聯盟の脱退

日本造船労働聯盟は昭和七年九月二十六日開催の第二回評議員會に於て「フアン」反對、資本主義侵略戦争反對を高唱する如き東電従業員組合及全國労働組合同盟とは指導精神に於て、絕對相容れざることを理由として組合會議脱退を表明するに至つた。

之に對して組合會議事務局より「しばし組合會議規約によれば組合會議を脱退せんとするものは、二ヶ月前に豫告し評議員會に於てこれが決定をまつべきである。故に造船聯盟が獨自の見解により脱退を決定するは不可である。組合會議規約を承認して組合會議に加盟せるにかかはらず、直ちに之を破るが如きは労働者團結の精神を蹂躪するものである。慎重に再考されし」との忠告的通告を發したが造船聯盟はこの忠告を無視し十月五日附にて「日本労働組合會議脱退に際して聲明す」との

聲明書を發表し、更に十月二十六日に至り組合會議に對して十月五日限り組合會議を脱退する旨の正式脱退通告書を送達して來た。

之に於て組合會議は十二月十日開催の第二回執行委員會に之を議題として上提し慎重審議の結果日本造船労働聯盟の脱退を正式に承認したが、八年一月十五日開催の第三回評議員會に於ても第二回執行委員會決定通り之を承認した。

#### 東京瓦斯産業労働組合の加盟

東京瓦斯産業労働組合は昭和八年四月十七日附代表者小林健一郎氏の名をもつて組合會議に正式加盟を申込んで來た。

よつて四月十九日大阪中央公會堂に於て開催された日本労働組合第四回執行委員會はこれを議題として審議せるところ、加盟を承諾することには大體に於て異議なく、たゞ組合規約第三十條の命する處により、各加盟團體より一名づゝの詮衡委員を選出し、その詮衡結果を六月中旬開かるゝ評議員會に報告し、最後の決定をなすべきことを全會一致申合せた。尙詮衡委員會は同團體所在地たる東京に於て開催すべく、東京に本部又は支部を有せざる加盟團體にして地理的事情により、詮衡委員會の票決に對し書面票決を希望するものに對しては、組合會議規約第十二條を準用する事を申し合せた。

尙組合會議は四月二十日附東京瓦斯産業労働組合代表者一林健一郎氏宛、この執行委員會の結果を報告すると共に、東京方面に本支部を有する各加盟組合に對しては、右詮衡委員の選出方を依頼した。かくして選出された詮衡委員によつて構成された豫備的詮衡委員會は、五月五日午後一時より東京市芝區三田四國町日本労働總同盟本部に於て開催され、滿場一致にて右加盟申込を承認した。

故に組合會議事務局は東京に於ける豫備詮衡委員會の決定を附して五月八日附各加盟組合より一名づゝ選出せる正式の詮衡